

氏名(国籍)	そう すっ ちゃ 徐 淑 子 (韓 国)
学位の種類	博 士 (学 術)
学位記番号	博 乙 第 1761 号
学位授与年月日	平成13年7月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	体育科学研究科
学位論文題目	青年層における HIV/AIDS の予防とコンドーム使用に関する行動科学的研究
主 査	筑波大学教授 保健学博士 宗 像 恒 次
副 査	筑波大学教授 P h . D . 飯 田 稔
副 査	筑波大学助教授 博士 (体育科学) 中 込 四 郎
副 査	筑波大学助教授 博士 (医学) 高 橋 正 雄

### 論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、エイズの原因ウイルスである HIV の感染を防ぐための諸行動、ことにコンドーム使用行動について、質問紙調査法による定量的アプローチにもとづき、行動科学的な理解を試みたものである。

〈研究Ⅰ〉では、ベッカーの保健信念モデルに基づき他の年齢集団との比較を通して、若年層男女の行動変容可能性背景因子を検討している。本研究での対象である若年人口一当研究課題では20歳台男女一では、20歳台女子の保健信念形成が、同年齢層男子および30歳台男子と比較して相対的に低い水準に留まっていた。しかし、パス解析の結果からは、女子は、保健信念を増強するような働きかけ、たとえば、保健問題としての重大性の認知を増幅するような情報に接触すること等、によって引き起こされる、行動変容への反応性は高いものと示唆した。

〈研究Ⅱ〉では、目標とする保健行動をコンドーム使用行動とて、バンデュラの自己効力感モデルに基づき、18歳から25歳までの男女におけるコンドーム使用自己効力感(効力予期)因子およびコンドーム使用による結果予期因子とコンドーム使用実践との関連性を検討している。その結果、コンドーム使用実践に影響する結果予期因子は、女子では「コンドームによる効果・効能」であったのに対し、男子ではコンドーム使用が場面に与える好ましくない影響についての結果予期であった。また、効力予期については「使用依頼」にかんする効力予期、「使いこなし」にかんする効力予期とも、男子においてより高い影響力をもっていた。

〈研究Ⅲ〉では、さらに、コンドーム使用にたいする認知の性差とコンドーム使用可能性についての関連性について追究している。

まず、コンドーム使用を、愛情を基盤としたパートナーシップと関連づけてとらえる考え方、「自他の尊重と責任性」「安心・防御感」は、どちらかという、女子に、より広く受け入れられていた。つぎに、マイナスの行動感覚である「使用煩雑感」の因子は、男子において、他の因子と関連していた。男子では、コンドームを使用した性行為の実体験によって、コンドームの評価が非好意的な方向に変化する傾向があるようである。性交未経験者男子では、コンドーム使用について、女子で支持されている、愛情を基盤としたパートナーシップに結び付けて捉える好意的な評価と、使用煩雑感に代表される非好意的な評価が混在していた。コンドーム使用の提案などに代表される性の健康リスク回避行動は一種の対人行為であるが、ある対人的な行為を起こすかどうかの決定には、その場面におけるその行動の「ふさわしさ」を個人がどう捉えているかが影響していることを明らかにした。〈実験Ⅳ〉では役割期待・役割認知を、場面における自他の行動の「ふさわしさ」を表す基準として捉え、質問紙

から得られたデータセットをもとに、ランダムに男女のデータを組合せ、ペアを実験的に構成するという手法を用いて分析を行っている。

その結果、①さまざまな性の健康リスク回避行動を場面にふさわしい行動として肯定する人は、女子に多かった。②「コンドームを用意する」では、女子が男子に期待し、男子が役割としてそれを引き受けるという性別相補性が明瞭であり、③ことに男子が行為者である場合には、役割行動の評価が男女で一致していた。しかし、行為者が女子である場合には評価の内容は多様であった。他の項目には、同様の傾向はみられなかった。④パートナーとの話し合い行動は、健康教育が推奨する保健行動のひとつであるが、調査の結果からは、男女ともに肯定率が低くなり、ことに、男子でその傾向が強い様子がうかがえたとしている。

研究ⅡおよびⅢで示唆された、コンドーム使用が「場面に与えるマイナスの影響」は個人の認知を単位とした分析方法であったが、研究Ⅳでは、実験的な試みに留まるとはいえ、カップルを単位にとることにより、「場面」におけるコンドーム使用関連行動の位置付けについて明らかにしている。

以上の知見を受けて、本論は、次のように保健行動の対人相互作用モデル「相手のある保健行動」モデルを提示している。

すなわち、「相手のある保健行動」は、第一に、場面の参加者同士の共同作業の上に成り立つ行為である（場面参加者の共同作業）。第二に、「相手のある保健行動」は、ある特定の場面・状況を離れて成立することのない行動である（場面拘束性）。第三に、自分の健康を守りたいという動機と、相手との関係を維持・進展させたいという別の動機が競合しやすい（保健動機と関係維持動機との競合）。「相手のある保健行動」は、対人行動である。すなわち、場面の対人関係を規定するさまざまな要因（役割構造、情緒構造、勢力関係、個人の性格・行動特性、場面の参加者に共有されている価値・文化等）により、その成立が影響されるであろう。また、「相手のある保健行動」対人相互作用の中で、実現されるものである。コンドーム使用行動、機会飲酒時に適量飲酒を守る行動などの「相手のある保健行動」では、二者関係や、あるいは小集団における保健行動の「成否」についての要因探究が、必要であると思われる。

「相手のある保健行動」モデルから得られる健康教育実践への提言は、第一に、場面を単位にしたアプローチを開発し、強化すること、社会的学習の機会が乏しい性的場面における保健行動では、必須である。第二には、関係性アプローチを強化すること。そのときの当事者（性パートナーと自分）の関係性によって保健行動可能性は変化する。相手が交代すれば保健行動可能性も変わるし、また、同じ相手であっても関係の質が変化すれば、保健行動可能性もそれに応じて変化する可能性がある。

関係性の構成要因のなかには、容易に変化しない要因（たとえば性規範のような文化的な「しぼり」）もあるが、二者間の関係性・相互作用の持ち方によって可変的な要因（対人印象や、状況の定義）もある。個別の状況で変化を生じさせやすい要因に個人が働きかけることによって、保健行動の実現性を向上させるための支援プログラム等が考えられる。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

①当該論文は、コンドーム使用行動の規定因について、心理・社会的アプローチにより検討しているが、研究モデルが言及していることからは、人間行動という複雑な事象のある一部分であり、もっと、違う方向（例えば、社会・経済環境面）からの検討・説明についても、ある程度、研究の中で触れていく必要があった。また、保健行動科学的研究は健康教育等保健施策の実践面との関わりが深い、それゆえ、研究上の立場を明確にし、その言及範囲を限定しながらも、一方で、対象事象（コンドーム使用行動）について、包括的な議論にも多少のページを割く必要があった。

②結論では、同一個人内においても保健行動生起可能性が可変的であることを指摘している。実際の性パートナー

を対象に対して縦断調査を行うなど、研究方法に今ひとつの工夫が得られれば、コンドーム使用行動の動的な側面についてもさらに深い検討を付け加えることができたのではないかと思われた。

③これらの指摘はあるが、本論文の本質的価値を覆すものではない。そして本研究は我が国でのHIV/AIDS予防行動の行動科学研究の開始と同時期に行ってきた先駆的な研究である。また個人を対象としたHIV予防教育だけでなく、本人と性パートナーのカップルを対象にして両者の関係性のあり方に踏み込んだ予防教育や性的場面をテーマとした予防教育の必要性をこれまで以上に認識させる研究成果を示したことは意義深い。予想されえた研究結果とはいえ、それを検証しえた労作といえよう。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。